



エコアクション21[®]
登録番号 0001803

Fukuoka Johkasou Association

KAIHOU

麗しい水環境の創造へ

かいほう

2016
SUMMER

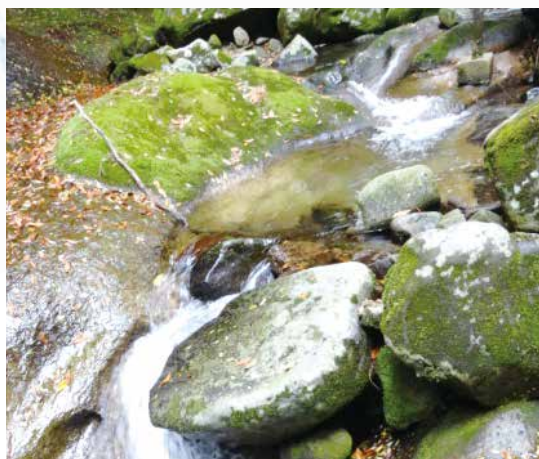
140

夏号

一般財団法人 福岡県浄化槽協会



従業員の方々にも広く、ご回覧下さい。



〈みやこ町提供〉



INDEX

事業報告

法人運営

第15回理事会の開催	1
第11回評議員会の開催	1
平成27年度事業報告	2
一般財団法人福岡県浄化槽協会 評議員・役員名簿	11
一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰	12
一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰	12

検査事業

法定検査結果について	13
クロスチェック委員会の報告	14

その他

協会行事録(平成28年4月~6月)	17
-------------------	----

情報

官庁情報

福岡県浄化槽整備事業補助金について	18
-------------------	----

試験・講習

平成28年度浄化槽関係試験・講習会日程表	20
----------------------	----

その他

ポスターコンクールのお知らせ	21
出前講座の実施	22
環境フェアへの参加	23
指定採水員指定講習会開催のお知らせ	24
クールビズ(軽装)・節電の取り組み	24
清掃活動の実施	24
浄化槽Q&A	25
法定検査の指摘事例	26
水質検査項目の紹介(No.18) 亜硝酸性窒素(定性・定量)	27
筑豊検査センター移転について(お知らせ)	27
浄化槽の海外設置実績	28
盆休みに伴う検体受付について(お知らせ)	28
福岡県議会の報告	29
新聞記事の紹介	32
熊本地震のボランティアに参加	33
ふるさと百景	34
編集後記	34

表紙の写真について

表紙の写真は京都郡みやこ町犀川帆柱にある「蛇淵の滝」です。「蛇淵の滝」は耶馬日田英彦山国定公園の指定を受けており、祓川溪谷、蛇淵の滝は公園内でも有数の景観です。英彦山系の豊かな水を集め、高さ10mの岩壁を白糸のように流れ落ちる滝で、その姿は、「昔、大蛇が棲んでいた」と言われています。

第15回理事会の開催

平成28年5月25日(水)に一般財団法人福岡県浄化槽協会第15回理事会を開催しました。

三浦理事長を議長として議事に入り、定足数を満たし、本理事会は成立しました。

平成27年度事業報告、計算書類及び公益目的支出計画実施報告書などの議案は、全て満場一致で承認・可決されました。

第1号議案 平成27年度事業報告、計算書類及び公益目的支出計画実施報告書の承認について

第2号議案 役員候補者等について

第3号議案 一般財団法人福岡県浄化槽協会第11回評議員会の招集について



三浦理事長の挨拶



理事会のようす

第11回評議員会の開催

平成28年6月23日(木)に一般財団法人福岡県浄化槽協会第11回評議員会を開催しました。

安徳評議員を議長として議事に入り、定足数を満たし、本評議員会は成立しました。

平成27年度計算書類等の承認などの議案は、全て満場一致で可決されました。

第1号議案 平成27年度実績承認及び報告事項について

第2号議案 評議員の選任について

第3号議案 役員の選任について



評議員会のようす



I 法人運営

1 関係機関との協調協力

- (1)福岡県廃棄物対策課及び県保健福祉環境事務所並びに福岡県浄化槽推進協議会との緊密な連携を維持し、浄化槽行政の推進に協力した。
- (2)(一社)全国浄化槽団体連合会の会員として、更には同連合会九州地区協議会の事務局として、また、九州地区指定検査機関協議会の一員として、浄化槽に関する様々な課題について情報を共有し、その解決に向けた対応に努めた。
- (3)福岡県環境整備事業協同組合連合会と緊密に連携し、浄化槽シンポジウムの開催による普及啓発を行うとともに、浄化槽管理者情報整備事業の実施により法定検査受検率の向上に努めた。

2 表彰の推進

当協会の表彰又は推薦した顕彰等については、次のとおりである。

環境大臣表彰	1名
国土交通省住宅局長表彰	1名
全浄連表彰 「顕彰状、表彰状」	3名
福岡県知事表彰	2名
協会理事長表彰 「環境衛生功労者表彰」	5名
同 上 「同感謝状」	2名
同 上 「優良職員表彰」	1名

3 部会活動の推進

各部会において、浄化槽の普及促進及び当協会の発展に顕著な功績があった者に対する理事長表彰等の候補者の選定を行った。

また、工事業部会では、委員の適正配置を図るため、委員の増員を行った。

4 特定個人情報関係(マイナンバー)の基本方針等規程の整備

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、個人番号を取り扱う企業は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定されていることから、国の定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」で策定を求められている「基本方針」と「取扱規程」を整備した。

5 職員研修の強化

職員の資質向上を図るため、管理職や技術系職員等を対象とした、部門別の職員研修を実施するとともに、民間の教育機関が実施するスキルアップ研修等にも職員を派遣した。

また、鹿児島市で開催された、九州地区浄化槽検査員研修会に13名派遣し、事例発表等を行い、職員の技術研鑽、他機関との情報交換を行った。

表1 スキルアップ研修等実績

コース名	人数
中堅職員ベーシック	1名
仕事によく効く! 気くばりの技術	1名
改訂新版・実力管理者コース	1名
課長基礎力 鍛錬講座	1名
部下指導育成	1名
管理職になって伸びる人終わる人	1名
経営幹部実力養成スクール	1名

6 11条検査「福岡方式」の情報発信活動

環境省は不適正浄化槽の早期改善を目的とした「基本検査(案)」を作成・公表し、自治体において試験的運用を行っているところである。

当協会においては、11条検査「福岡方式」は「基本検査(案)」に則したものであり、現行の方式で十分対応出来ることを環境省等関係者に対して情報発信を行った。

7 浄化槽機能保証制度

(一社)全国浄化槽団体連合会は、設置者に浄化槽の正常な機能を保証し、安心して使用して頂くために、浄化槽機能保証制度を実施している。この制度は、全浄連に保証登録された浄化槽に機能異常が発生した場合には、原因者を明らかにして当該原因者による補修等の措置を確保するものである。

当協会は、浄化槽の正常な機能が確保されるよう、この制度の実施に協力し、登録事務を行っている。

平成27年度保証登録基数 1,542基

8 社会貢献活動(CSR)

(1)エコアクション21

豊かな環境の恵みを将来にわたって引き継いで行くためには、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、持続可能な社会を構築することが必要とされている。

このため、当協会では、環境に優しい事業を推進するため、環境省のエコアクション21の認証を取得(平成19年度)し、環境保全活動や環境負荷の低減に努めている。

なお、平成27年度に掲げた環境目標である二酸化炭素排出量の抑制等については、目標達成することが出来た。

(2)国際環境人材育成研修

福岡県は、アジア諸地域から今後の環境施策を担う中核行政官を招へいし、公害克服の経験を経て蓄積した環境技術、ノウハウ等を活用した人材育成研修を実施することにより、同地域における環境課題解決に貢献すると共に、事業発展の礎となるネットワークを構築し、環境ビジネス交流の推進を図ることを目指している。

この研修に協力し、店舗及び一般家庭に設置されている浄化槽の現地研修を行い、個別污水处理施設としての浄化槽の有効性について紹介した。

表 2 出前講座関係(国際人材育成研修・環境管理コース)

開催日	内容	対象	対象人数
8月 3日	浄化槽の現地見学	中国(江蘇省、山東省)	6名
11月11日	浄化槽の現地見学	アセアン(タイ・ベトナム)、インド	7名
合 計		2回	13名

(3)インターンシップ

水環境の保全に取り組む人材育成に貢献するため、要請のあった大学等からの学生を受け入れ、当協会における就業体験の場を提供した。

福岡県立八女工業高校から2名、福岡大学から夏季2名、冬季1名

表 3 インターンシップ受入状況

要請校	期間	人数
福岡県立八女工業高校(工業化学科)	8月 5日～ 7日(3日)	2名
福岡大学(理学部・工学部)	8月24日～9月 4日(2週間)	2名
福岡大学(理学部)	2月 8日～ 19日(2週間)	1名

平成27年度事業報告

Ⅱ 浄化槽の普及啓発事業

1 浄化槽の普及促進

(1) 普及啓発の推進

県民の水環境に対する関心を高めるため、市町村等が開催する環境フェアに積極的に参加し、浄化槽コーナーを開設した。

同コーナーでは、啓発用パネルの展示、浄化槽内にいる微生物をテレビモニターで観察できる顕微鏡を用いたデモンストレーション、更には、パソコンを操作させての「浄化槽クイズ」を実施し、水環境保全の重要性と浄化槽の有用性の普及啓発を行った。

また、小学校等からの要請に応じて、環境学習の一環として出前講座を実施した。

表 4 環境フェアの実施状況

開催日	名称	開催地	来場者数
6月 7日	第25回くめ環境フェア	久留米市	19,000名
9月27日	柳川市リサイクルマーケット	柳 川 市	2,000名
10月18日	大川環境王2015	大 川 市	400名
11月 1日	八女エコキャンペーン	八 女 市	350名
11月 8日	嘉麻ふれあいまつり2015	嘉 麻 市	10,000名
11月29日	第14回環境フェスタinちくご	筑 後 市	1,500名
2月13日	エコスタ飯塚	飯 塚 市	700名
合 計		7 会 場	33,950名

表 5 出前講座の実施状況

開催日	開催校	対象学年	児童数
5月13日	太宰府市立水城小学校	4 年 生	100 名
5月28日	那珂川町立南畑小学校	4 年 生	20 名
6月 3日	篠栗町立勢門小学校	4 年 生	154 名
6月11日	豊前市立山田小学校	4 年 生	8 名
6月12日	大野城市立大野北小学校	5 年 生	84 名
6月16日	大川市立大野島小学校	4 年 生	17 名
6月18日	行橋市立延永小学校	4 年 生	77 名
7月 7日	宇美町立原田小学校	4 年 生	85 名
7月 9日	那珂川町立安德南小学校	4・5年生	118 名
7月10日	新宮町立立花小学校	4 年 生	18 名
9月 3日	飯塚市立飯塚東小学校	4 年 生	72 名
9月 4日	うきは市立山春小学校	4 年 生	24 名
9月 7日	大任町立今任小学校	4 年 生	9 名
9月10日	築上町立上城井小学校	3・4年生	6 名
9月14日	飯塚市立庄内小学校	4 年 生	84 名
9月17日	筑紫野市立山口小学校	4 年 生	40 名
9月18日	豊前市立大村小学校	3・4年生	5 名
9月24日	香春町立採銅所小学校	4 年 生	7 名
10月15日	飯塚市立内野小学校	4 年 生	15 名
10月22日	添田町立真木小学校	4 年 生	7 名
11月26日	福智町立上野小学校	4 年 生	18 名
合 計		21校	968 名

(2)啓発資料等の作成・配布

水環境保全の推進には、小学校低学年からの教育が重要であると考え、協会独自のキャラクターを用いたパンフレット等を作成し、市町村、教育委員会を通じて配布した。

また、浄化槽を設置していない人向けのチラシの作成など、啓発資料の充実を図り、市町村や会員に対して、希望に応じて提供した。

表 6 啓発資料の配付状況

啓発パンフレット等の名称	配付部数
一般財団法人福岡県浄化槽協会 発行	
①浄化槽についての大切なお知らせです	180
②浄化槽は「生き物」です	1,505
③浄化槽の法定検査を受けていますか？	6,285
④河川の浄化にご協力下さい!!	4,665
⑤わが町の環境支える浄化槽	475
⑥「じょうかそう」のおはなし	340
⑦水が生き返るために	449
⑧よりよい水環境のための浄化槽の使用及び管理マニュアル	50
一般社団法人全国浄化槽団体連合会 発行	
①合併処理浄化槽と上手につきあう方法	410
②使った水をキレイにして自然へ返そう	150
公益財団法人日本環境整備教育センター 発行	
①浄化槽ってなに？	1,279

啓発用機器

- ・光学顕微鏡（生きた微生物をモニターで鮮明に観察できる顕微鏡）
- ・浄化槽模型（一般家庭用浄化槽5人槽の3分の1模型、水張りエアレーション可能）

展示パネル

- ・環境啓発パネル「川で遊んでる？」（A1版11枚組）
- ・浄化槽未設置者用浄化槽啓発パネル（A1版6枚組）

その他

- ・パソコンによる浄化槽クイズ
- ・出前講座用パワーポイント資料
- ・CODパックテスト
- ・各種環境啓発ビデオ・DVD

(3)新規浄化槽設置予定者啓発事業

県保健福祉環境事務所等へ浄化槽設置届を提出した浄化槽設置予定者に対して、浄化槽の仕組み、正しい使用方法、維持管理の必要性、法定検査の受検義務等の啓発資料を送付し、浄化槽の適正使用の普及啓発に努めた。

啓発資料送付実績 3,040件（平成20年度からの累計30,171件）

平成27年度事業報告

(4)シンポジウムの開催

県民の環境意識の向上や少子高齢化等の社会情勢が変化するなか、それぞれの市町村が、その地域にふさわしい生活排水処理計画を構築できるよう、福岡県及び福岡県浄化槽推進協議会との共催により、平成24年度から、年1回、議会、行政、浄化槽関係者等を対象に「浄化槽シンポジウム福岡」を開催している。平成27年度は、啓発効果を高めるため、環境省主催「浄化槽トップセミナー」と共同開催とした。

○「平成27年度浄化槽トップセミナー・シンポジウム福岡」

日時	平成28年2月5日(金)
場所	ホテルレガロ福岡(福岡市)
共催	環境省、福岡県、全国浄化槽推進市町村協議会 福岡県浄化槽推進協議会、(一財)福岡県浄化槽協会
協賛	(一社)浄化槽システム協会、(一社)全国浄化槽団体連合会 (公財)日本環境整備教育センター
協力	全国浄化槽団体連合会九州地区協議会 福岡県環境整備事業協同組合連合会
講演	①「下水道行政の現状と課題」 総務省自治財政局準公営企業室 課長補佐 東 宣行 氏 ②「国土強靱化、地方創生、成長戦略と浄化槽」 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 浄化槽推進室 浄化槽企画官 吉川 圭子 氏 ③「九州・沖縄地区における生活排水処理の現状と今後」 公益財団法人日本環境整備教育センター 理事 国安 克彦 氏 ④「シビル・ミニマムと社会情勢に対応した富士市の浄化槽行政」 静岡県富士市上下水道部生活排水対策課 主幹 石川 浩之 氏
参加者	236名

(5)ポスターコンクール

浄化槽の普及啓発を図るため、県内の小学校を対象にポスター原画を募集し、応募の中から最優秀賞(知事賞)、優秀賞、入選作品を選考した。入賞作品は、10月1日の「浄化槽の日」に併せて県庁ロビーなど、県内3箇所に展示した。

また、入賞作品は啓発ポスターとして印刷のうえ、市町村、教育委員会等を通じて広く県内に配布した。

応募作品	76点
選考結果	最優秀賞1点・優秀賞5点・入選17点
啓発ポスター配布実績	400枚

2 専門技術講習会事業

現在稼働中の浄化槽は、旧式から最新式のものまで多種多様の処理方式のものが存在し、これらの浄化槽の維持管理には幅広い知識が求められることから、その施工・維持管理の技術向上及び作業安全性の確保に資するため、浄化槽設備士及び浄化槽管理士を対象とした講習会等を開催し、専門技術者の継続的な教育の場を提供した。

○浄化槽技術研修会

日 時	平成27年8月26日(水)		
場 所	飯塚コスモスコモン		
内 容	①ブロワの維持管理	(株)テクノ高槻	西本 博治氏
	②ブロワの維持管理	メドー産業(株)	渡辺 健氏
	③小型浄化槽の維持管理	クボタ浄化槽システム(株)	川越 英樹氏
	④ポンプの構造と維持管理	(株)鶴見製作所	大関 直幸氏
参加者	146名		

○特殊技術講習会(一般社団法人日本経営教育センター主催)

①地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	2名
②酸欠・硫化水素危険作業主任者	15名
③職長・安全衛生責任者	2名
④有機溶剤作業主任者技能講習	4名
⑤小型移動式クレーン運転技能講習	2名

3 浄化槽管理者情報整備事業(浄化槽設置基数の実態把握事業を含む)

県内に設置された約17万5千基の浄化槽に対して、法定検査(浄化槽法第11条に基づく年1回の検査)の受検案内等を行うためには、正確な浄化槽管理者の氏名等の情報が不可欠である。

そこで、県保健福祉環境事務所から提供を受けた浄化槽管理者情報を電子データ化し、市町村の下水道接続情報や福岡県環境整備事業協同組合連合会会員企業からの情報提供及び福岡県との連携によるダイレクトメール調査などにより、最新の浄化槽管理者データベースを構築するための「浄化槽設置基数の実態把握事業」を平成17年度から継続している。

この事業で得られた情報を基に、11条検査を受検していないことが判明した浄化槽管理者に対し、平成24年度末から、県保健福祉環境事務所と連名で受検勧奨の文書を発送し受検率の向上を図っている。

表7 受検勧奨実施状況

HHE	実態把握対象基数	受検勧奨		受 検	
		基数	%	基数	%
京 築	4,490	3,337	74.3	638	19.1
筑 紫	2,097	899	42.9	170	18.9
宗像・遠賀	5,036	1,823	36.2	379	20.8
北筑後	4,977	531	10.7	49	9.2
小 計	16,600	6,590	39.7	1,236	18.8
南筑後	15,397	八女地区(発送済) 有明地区(精査中)			
嘉穂・鞍手	8,990	精査中			
合 計	40,987	—	—	—	—

平成27年度事業報告

4 新業務管理システムの構築

現在のオフコンシステムを中心とした電算処理システムから、パソコンによる新業務管理システムの構築に向けて、協会内に専門のプロジェクトチームを結成し、システム開発業者と協議を進めてきた。同システムは、平成28年10月からの運用開始を予定している。

また、行政と当協会が浄化槽台帳情報や法定検査情報を共有することができるシステムの構築について、福岡県廃棄物対策課と協議を行うこととしている。

Ⅲ 浄化槽関係資格試験・講習受託事業

1 浄化槽の普及促進

公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する各種資格試験や講習会の事務を一部受託し、浄化槽設備士や浄化槽管理士の養成及び技術の向上に協力した。

当協会が受付事務を行った浄化槽関係試験・講習等の実績は、次のとおりである。

表 8 浄化槽関係試験・講習等の実績

【国家試験】

区 分	開 催		受験者数
	期 間	日 数	
浄化槽設備士	7月12日	1	279名
浄化槽管理士	10月25日	1	211名
合 計		2	490名

【講習会】

区 分	開 催		受講者数
	期 間	日数	
浄化槽設備士	11月30日～12月 4日	5	84名
浄化槽管理士	6月22日～ 7月 4日	13	84名
	9月28日～10月10日	13	101名
	2月29日～ 3月12日	13	96名
浄化槽技術管理者	1月27日～ 29日	3	118名
合 計		47	483名

Ⅳ 浄化槽の法定検査事業・県細則検査事業

1 浄化槽の法定検査事業

浄化槽法に基づく検査は、浄化槽の所期の機能を判断する重要な検査であり、関係業界、会員の協力のもと法定検査の推進に努めた。

法定検査の実施状況は、次のとおりである。

表 9 法定検査の実施基数

区 分	7 条 検 査	1 1 条 検 査
平 成 2 3 年 度	4,457	97,259
平 成 2 4 年 度	3,840	101,160
平 成 2 5 年 度	4,142	102,454
平 成 2 6 年 度	4,418	104,691
平 成 2 7 年 度	3,725	106,453

(1)第7条検査

浄化槽法第7条に規定する設置後の水質検査(以下、「7条検査」という。)は、検査依頼書が県保健福祉環境事務所を経由する制度が維持され、100%の受検を達成している。

なお、全国の実検率は93.8%である。(平成26年度)

また、7条検査を適期内に実施するために進捗管理の強化に努めている。

(2)第11条検査

浄化槽法第11条に規定する定期検査(以下、「11条検査」という。)は、「福岡方式」の導入以後、毎年、検査基数が増加している。福岡県の実検率は、66.5%であり全国の実検率は、37.9%である。(平成26年度)

フォロー検査を平成24年度から導入し、前年度「不適正」と判定された浄化槽410基について、改善状況を確認し行政に報告を行い「不適正」浄化槽の改善に努めた。

また、平成25年度に引き続き11条検査の結果において、連続してBODが超過している浄化槽について、浄化槽管理者へ使用状況などの具体的な聞き取りや法定検査よりも詳細な外観検査や水質検査を行い、水質が悪化している原因を調査し、浄化槽の水質改善に努めた。

(3)クロスチェック委員会の運営

クロスチェック委員会は、「福岡方式」の適正な運営を図るために行政及び学識経験者によって構成された審査機関であり、この委員会の指導により適宜必要な措置を行っている。

委員会の開催状況は、次のとおりである。

5月12日	第1回会議
10月 6日	第2回会議
2月15日	第3回会議

(4)指定採水員指定講習

「福岡方式」の根幹の一つである指定採水員制度を適正に維持・推進するため、指定採水員指定講習会を次のとおり開催した。

なお、平成27年度は指定採水員の更新年にあたることから、県内6箇所で指定採水員指定講習会を開催し、法定検査の指摘事例や水質改善事例をはじめとする指定検査機関として蓄積してきた事例等を「指定採水員のための事例集」にまとめ指定採水員に配付した。

指定採水員講習会の開催状況は、次のとおりである。

なお、平成28年3月末の指定採水員は842人となっている。

新規講習会

第1回9月16日(水) クリエイト篠栗33名
第2回2月19日(金) クリエイト篠栗20名

更新講習会

地区	月日	開催場所	受講者数
福岡	11月 4日	クリエイト篠栗	66名
	11月 25日	クリエイト篠栗	62名
筑後	11月 12日	筑後商工会議所	115名
	11月 19日	久留米地域職業訓練センター	108名
筑豊	11月 17日	ユメニティのおがた	63名
	11月 20日	田川市民会館(中央公民館)	126名
合 計			540(内3名行政)

平成27年度事業報告

(5)委託事業の受託

(公財)日本環境整備教育センターからの受託による調査を次のとおり実施した。

- ・浄化槽実地調査 17基

(6)「浄化槽法に基づく水質検査に使用される特定計量器の検定の必要性についての対応」

平成28年3月、経済産業省からの事務連絡により、「浄化槽法に基づく法定検査でのpH測定であっても使用するpH計については、検定を受ける必要があること」が改めて示された。このことを受け、法定検査で使用する全てのpH計について、28年度中に検定を受けることとした。

2 浄化槽放流水の水質検査(県細則第9条検査)事業

福岡県浄化槽法施行細則第9条に基づく検査は、浄化槽の機能を把握するために51人槽以上の浄化槽に受検が義務づけられている。

平成27年度の検査件数は、次のとおりである。

表 10 県細則検査実施件数

年度	検査件数	主な特殊項目検査件数(オプション)			
		COD	T-N	T-P	大腸菌群数
平成23年度	16,655	2,097	1,461	1,502	1,564
平成24年度	16,440	2,082	1,478	1,514	1,572
平成25年度	16,246	2,070	1,456	1,497	1,510
平成26年度	15,911	2,009	1,427	1,403	1,521
平成27年度	15,836	2,074	1,434	1,406	1,524

3 調査研究の推進

浄化槽に関する調査研究の成果として、次のとおり第29回全国浄化槽技術研究集会(福島県郡山市)で発表した。

- ・「衣類用柔軟仕上げ剤の過剰な使用が浄化槽の処理機能へ与える影響に関する基礎的調査」

事務局 検査部検査課主任技師 櫻木 秀憲



一般財団法人福岡県浄化槽協会 評議員・役員名簿

● 評議員

平成28年7月1日現在

役 職	氏 名	所 属
評 議 員	安 徳 博	(有)久留米清掃センター
	石 井 光	(有)清光社
	磯 田 仁	(株)西原ネオ 福岡支店
	大 山 忠 成	(有)日豊清掃センター
	小 野 英 樹	福岡市生活衛生課
	川 口 敬 介	(株)ケイ・エスクラフト工業
	小 磯 真 一	福岡県廃棄物対策課
	竹 又 敏 弘	アムズ(株)福岡支店
	中 嶋 浩 二	(有)添田環境サービス
	花 嶋 正 孝	福岡大学名誉教授
	山 口 勝 弘	(有)山口興産
	山 口 哲 司	筑後市監査委員
	山 崎 健 一	(有)稲築環境衛生

(五十音順)

● 役 員

役 職	氏 名	所 属
理 事 長	三 浦 正 吏	協業組合朝倉浄水
副 理 事 長	浅 田 繁 実	大栄産業(株) 福岡営業所
	川 嶋 奉 幸	(有)筑紫環境開発
	永 田 十代介	(有)リバブル
	安 田 武 博	(有)アメニティ宇美
専 務 理 事	古 賀 政 利	一般財団法人福岡県浄化槽協会
常 務 理 事	山 本 直 隆	一般財団法人福岡県浄化槽協会
理 事	井 上 輝 男	福岡県環境整備事業協同組合連合会
	後 藤 良 夫	英福工業(株)
	竹 下 雅 彦	久留米市給排水設備課
	永 田 勝 芳	フジクリーン工業(株)福岡支店
	西 口 周 治	(有)西口住宅設備
	平 野 恒 一	山見商会
	渡 辺 章	前福岡県知的所有権センター
監 事	古 賀 昭 洋	古賀税務会計事務所
	的 野 寛	すみきーる(株)
	森 研一郎	(株)森商事

(五十音順)

事業報告/法人運営

一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰

平成28年度一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰が行われ、次の方々が受賞されました。
受賞されました皆様方には、心からお慶び申し上げますと共に、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

(五十音順)

環境衛生功労者理事長表彰 受賞者



川本 保行 様
(株)ケイナイン



宅間 正州 様
(株)研水



橋村 寛人 様
(株)橋村住設



永富 政英 様
(株)エコシップ



松尾 光展 様
(株)糸島環境開発

環境衛生功労者理事長感謝状 受賞者



馬庭 二郎 様
(株)西原ネオ 九州支店



野上 裕文
(一財)福岡県浄化槽協会 筑後検査センター
水質検査課副課長

優良職員理事長表彰 受賞者

事業報告/法人運営

一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰

平成28年度一般社団法人全国浄化槽団体連合会功労者表彰として、全浄連の総会において次の
方々が受賞されました。

この表彰は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会の会員団体に属する事業者等が対象で、浄化槽事業の健全な向上、発展に貢献された方々に贈られるものです。

顕彰状



後藤 良夫 様
英福工業(株)

表彰状



平野 恒一 様
山見商会



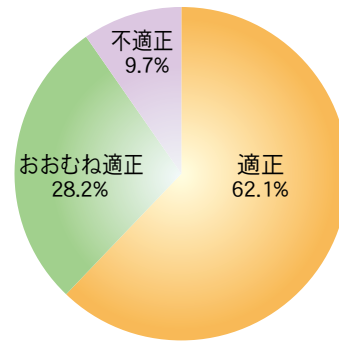
秋吉 重信
(一財)福岡県浄化槽協会 筑豊検査センター
水質検査課長

法定検査結果について

平成27年度の法定検査実施状況は、次のとおりです。

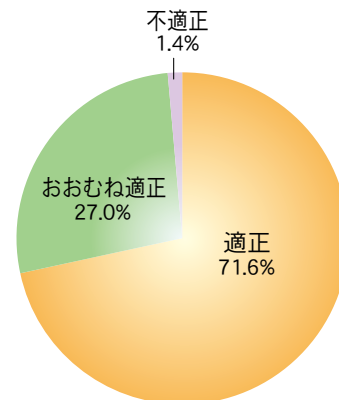
7 条 検 査 実 績

保健福祉環境 事務所等	検査基数	判 定			不適正率
		適正	おおむね適正	不適正	
筑 紫	207	128	61	18	8.7%
宗像・遠賀	237	107	78	52	21.9%
嘉穂・鞍手	1,144	657	356	131	11.5%
北筑後	148	101	41	6	4.1%
南筑後	1,087	782	266	39	3.6%
京 築	594	338	173	83	14.0%
福岡市	11	2	5	4	36.4%
久留米市	297	200	70	27	9.1%
合 計	3,725	2,315	1,050	360	9.7%
割 合	—	62.1%	28.2%	9.7%	—



11 条 検 査 実 績

保健福祉環境 事務所等	検査基数	判 定			不適正率
		適正	おおむね適正	不適正	
筑 紫	6,220	4,723	1,460	37	0.6%
宗像・遠賀	7,340	5,142	2,083	115	1.6%
嘉穂・鞍手	27,526	19,865	7,324	337	1.2%
北筑後	7,968	5,385	2,464	119	1.5%
南筑後	33,106	24,749	8,129	228	0.7%
京 築	12,692	8,424	3,769	499	3.9%
福岡市	283	114	154	15	5.3%
久留米市	11,316	7,823	3,339	154	1.4%
合 計	106,451	76,225	28,722	1,504	1.4%
割 合	—	71.6%	27.0%	1.4%	—

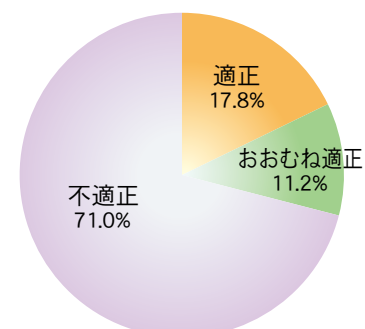


フォロー検査実績

平成27年度の法定検査において、特定の検査項目が「不可」と判断されたことにより「不適正」と判定された浄化槽を対象に、水質検査に加え外観検査(フォロー検査)を実施しました。

その結果、対象となった浄化槽 410基のうち、119基(29.0%)が「適正」または「おおむね適正」と判定されました。

	検査基数 合計	判 定		
		適正	おおむね適正	不適正
検査基数	410	73	46	291
割合	—	17.8%	11.2%	71.0%
改善率	—	29.0%		—



クロスチェック委員会の報告

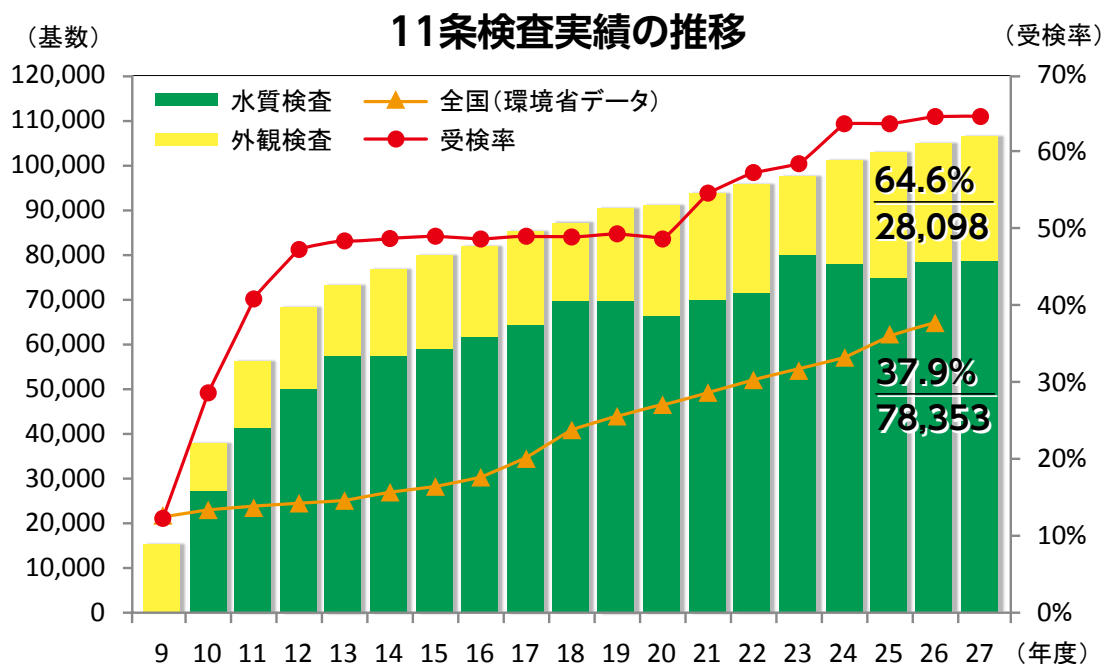
平成28年5月30日(月)に平成28年度第1回クロスチェック委員会を筑後検査センターで開催しました。
今回、委員の任期満了にともない、新たに7名の方々に委員の委嘱を行いました。任期は平成31年3月31日までとなっています。委員となられた方は次のとおりです。
なお、委員長には互選により渡辺委員が選任されました。

敬称略・五十音順

石井 久利 (有限会社田主丸衛生社)
今村 文香 (福岡県環境部廃棄物対策課施設第一係 技術主査)
佐澤 栄逸 (久留米市企業局上下水道部給排水設備課 技術主査)
堤 裕嗣 (福岡県環境部廃棄物対策課参事補佐兼施設第一係長)
永田 十代介(有限会社リバブル)
濱田 幸子 (福岡市早良区地域整備部生活環境課環境衛生係長)
渡辺 章 (元福岡県保健環境研究所副所長)

委員会においては、11条検査実績の推移及び平成27年度12月から3月までの11条検査の実施状況、スクリーニング検査の実施状況、現地調査の実施状況等についての審査、その後、筑後検査センターの見学を行いました。審査にあたっての報告内容は、以下のとおりです。

1. 11条検査実績の推移



2. 平成27年度12月から3月分における、検査センター別の水質検査基数、スクリーニング検査基数、フォロー検査基数、聞き取り調査の実施数および現地調査基数は次のとおりです。

(件)

センター名	項 目	12月	1月	2月	3月	合計
福 岡	水質検査基数	985	1,010	1,000	1,029	4,024
	スクリーニング検査基数※1	28	55	54	77	214
	フォロー検査基数※2	3	5	8	11	27
	聞き取り調査実施数※3	18	28	20	33	99
	現地調査基数※4	0	2	0	1	3
筑 後	水質検査基数	2,941	2,688	3,232	2,363	11,224
	スクリーニング検査基数	149	212	284	266	911
	フォロー検査基数	9	13	8	11	41
	聞き取り調査実施数	49	52	67	60	228
	現地調査基数	0	2	0	1	3
筑 豊	水質検査基数	2,331	2,517	2,857	2,506	10,211
	スクリーニング検査基数	118	237	252	258	865
	フォロー検査基数	14	15	26	18	73
	聞き取り調査実施数	40	40	50	35	165
	現地調査基数	1	1	0	0	2
合 計	水質検査基数	6,257	6,215	7,089	5,898	25,459
	スクリーニング検査基数	295	504	590	601	1,990
	フォロー検査基数	26	33	42	40	141
	聞き取り調査実施数	107	120	137	128	492
	現地調査基数	1	5	0	2	8

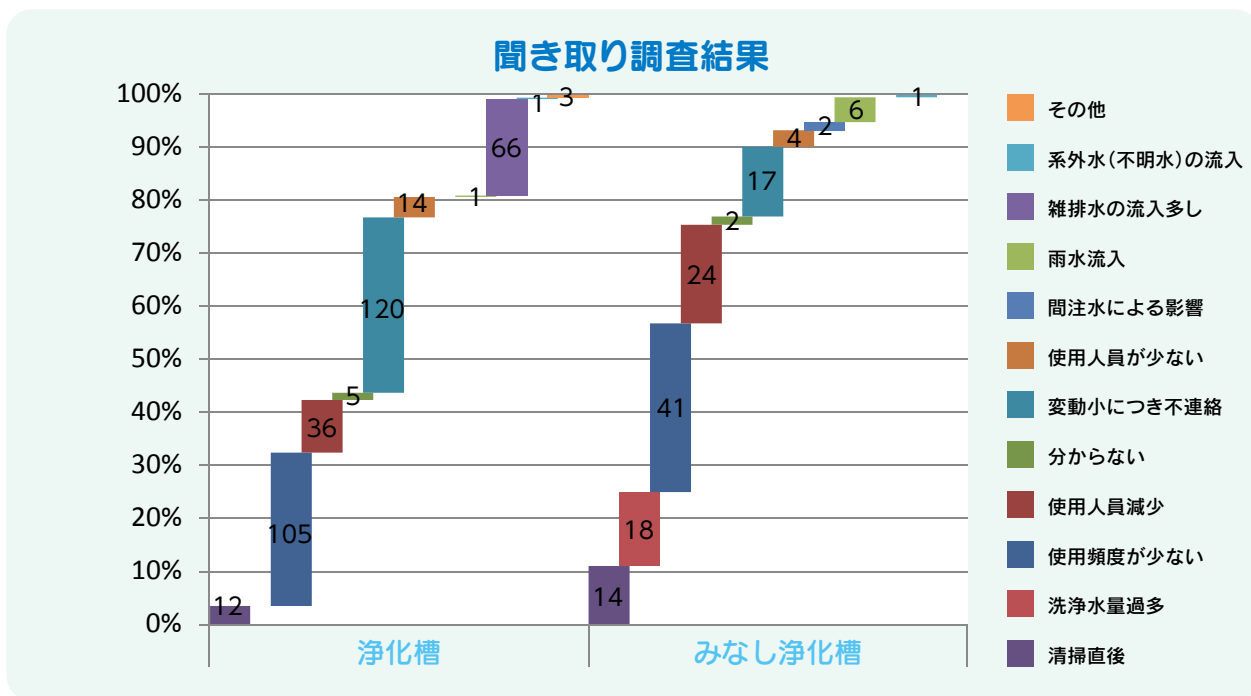
※1 スクリーニング検査とは、BODが一定基準を超過した場合などに行う検査です。

※2 フォロー検査とは、前年度外観検査で「不適正」と判定された浄化槽について、「不適正」な箇所の改善状況の確認を行う検査です。

※3 塩化物イオン濃度が一定基準を下回った場合は、採水状況を確認するため、指定採水員の方に塩化物イオン濃度の原因について聞き取り調査を実施します。

※4 現地調査とは、塩化物イオン濃度が一定基準を下回ったが、その原因がわからない場合に行う調査です。

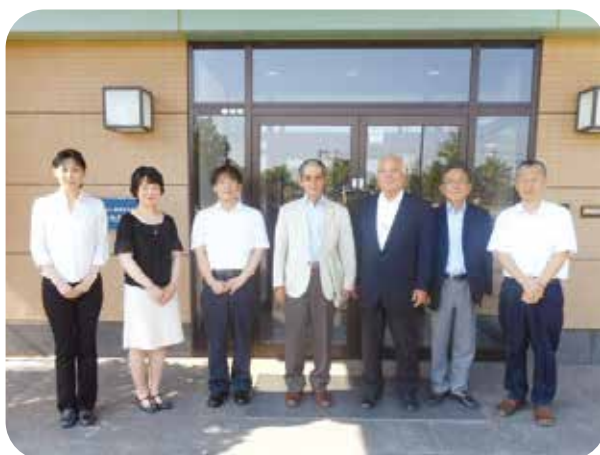
また、聞き取り調査の結果は、次のとおりです。(浄化槽:363件、みなし浄化槽:129件)



クロスチェック委員会のようす



筑後検査センター見学の様子



クロスチェック委員の皆様

協会行事録(平成28年4月～6月)

日 付	行 事 内 容	開 催 地	会 場
4月 7日(木)	環境教育及びシステムに関する調査	富山県	富山県浄化槽協会
4月19日(火)	法定検査課ワーキング・グループ会議	久留米市	筑後検査センター
4月22日(金)	全浄連常任理事会	東京都	ホテルグランドヒル市ヶ谷
〃	水質検査課長・計量管理者会議	糟屋郡篠栗町	当協会役員室
5月10日(火)	第1回適正点検調査報告書審査会	糟屋郡篠栗町	当協会役員室
5月12日(木)	平成27年度監査	糟屋郡篠栗町	当協会役員室
5月13日(金)	出前講座	太宰府市	水城小学校
〃	BOD超過原因調査検討会議	久留米市	筑後検査センター
5月19日(木)	法定検査課ワーキング・グループ会議	久留米市	筑後検査センター
5月20日(金)	全浄連理事会	東京都	ホテルグランドヒル市ヶ谷
〃	福岡県浄化槽推進協議会総会	福岡市博多区	福岡生活衛生食品会館
5月23日(月)	法定検査課長会議	糟屋郡篠栗町	当協会役員室
5月25日(水)	第9回常任理事会・第15回理事会	福岡市博多区	八仙閣
5月27日(金)	福岡県環境整備事業協同組合連合会総会	福岡市博多区	ホテルオークラ福岡
5月30日(月)	クロスチェック委員会	久留米市	筑後検査センター
6月 1日(水)	出前講座	築上町	葛城小学校
6月 3日(金)	全浄連九地協・九指協合同総会	佐賀市	ホテルニューオータニ佐賀
〃	出前講座	那珂川町	安德南小学校
6月 5日(日)	くるめ環境フェア	久留米市	百年公園
6月 7日(火)	出前講座	添田町	津野小学校
6月10日(金)	検査センター検討部会	糟屋郡篠栗町	当協会役員室
6月13日(月)	出前講座	那珂川町	岩戸北小学校
6月14日(火)	法定検査課ワーキング・グループ会議	久留米市	筑後検査センター
6月15日(水)	出前講座	久留米市	田主丸小学校
6月16日(木)	出前講座	大野城市	大野北小学校
6月17日(金)	全浄連総会	東京都	ホテルグランドパレス
6月20日(月)	出前講座	行橋市	延永小学校
6月21日(火)	出前講座	みやこ町	伊良原小学校
6月22日(水)	出前講座	直方市	新入小学校
6月23日(木)	第11回評議員会	福岡市博多区	八仙閣
〃	出前講座	大川市	大川小学校
6月24日(金)	出前講座	大野城市	平野小学校
6月27日(月)	浄化槽管理士講習 ～ 7/9	福岡市博多区	福岡生活衛生食品会館
6月28日(火)	第2回適正点検調査報告書審査会	糟屋郡篠栗町	当協会役員室

情報

官庁情報

福岡県浄化槽整備事業補助金について

福岡県の平成27年度確定額と平成28年度予算額は以下のとおりです。

平成27年度 福岡県浄化槽整備事業補助金交付額確定一覧表

①小型浄化槽設置整備事業（個人設置型）

46 市町村（太宰府市、中間市除く）

（単位：千円）

事業主体	設置 基数	人槽別内訳											基本額	補助額
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
大牟田市	101	62	1	25	0	1	2	1	3	2	3	1	47,969	15,989
久留米市	154	92	0	48	0	5	4	1	0	1	2	1	58,088	19,362
直方市	102	74	0	20	0	1	0	0	1	2	2	2	38,646	12,882
飯塚市	224	141	0	78	0	5	0	0	0	0	0	0	81,465	27,155
田川市	128	87	0	38	0	3	0	0	0	0	0	0	46,260	15,420
柳川市	259	135	0	104	0	9	2	2	3	3	0	1	99,036	33,012
八女市	159	76	0	79	0	3	1	0	0	0	0	0	60,130	20,043
筑後市	125	87	0	34	0	3	0	1	0	0	0	0	45,152	15,050
大川市	74	38	0	32	0	4	0	0	0	0	0	0	27,816	9,272
行橋市	144	92	0	49	0	3	0	0	0	0	0	0	46,920	15,640
豊前市	53	34	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19,154	6,384
中間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小郡市	9	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2,940	980
筑紫野市	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	664	221
宗像市	8	3	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	3,395	1,131
太宰府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古賀市	12	8	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4,312	1,437
福津市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	332	110
うきは市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	332	110
宮若市	57	32	0	24	0	1	0	0	0	0	0	0	21,108	7,036
嘉麻市	88	51	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	32,250	10,750
朝倉市	16	12	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	4,400	1,466
みやま市	8	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2,984	994
糸島市	106	55	0	50	0	1	0	0	0	0	0	0	39,508	13,169
宇美町	7	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2,529	843
篠栗町	4	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574	524
新宮町	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,660	553
水巻町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	332	110
岡垣町	8	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	3,066	1,022
遠賀町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	332	110
小竹町	10	8	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3,487	1,162
鞍手町	11	7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3,980	1,326
桂川町	34	25	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	12,078	4,026
筑前町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	746	248
東峰村	11	3	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	4,080	1,360
大木町	69	36	0	23	0	5	0	0	1	3	1	0	29,741	9,913
広川町	29	19	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10,448	3,482
添田町	22	10	0	10	0	2	0	0	0	0	0	0	8,556	2,852
糸田町	15	9	0	4	0	1	1	0	0	0	0	0	4,974	1,658
川崎町	32	17	0	13	0	2	0	0	0	0	0	0	12,122	4,040
大任町	7	4	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2,704	901
赤村	15	9	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	5,606	1,868
福智町	48	30	0	14	0	3	0	1	0	0	0	0	18,339	6,113
苅田町	53	37	0	15	0	1	0	0	0	0	0	0	19,042	6,347
みやこ町	53	27	0	23	0	1	1	0	1	0	0	0	20,376	6,792
吉富町	11	6	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	4,062	1,354
上毛町	46	27	0	18	0	1	0	0	0	0	0	0	16,964	5,654
築上町	21	7	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	8,120	2,706
計	2,346	1,389	1	844	0	60	12	6	9	12	8	5	877,779	292,577

②浄化槽市町村整備推進事業等（糸島市、那珂川町は個別排水処理施設整備事業）

7 市町

（単位：千円）

事業主体	設置 基数	人槽別内訳											基本額	補助額
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
久留米市	11	5	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	10,775.000	808
うきは市	10	6	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	9,526.000	714
朝倉市	47	15	0	21	0	6	0	2	0	0	2	1	53,641.703	4,023
みやま市	150	66	0	67	0	5	3	6	1	1	1	0	166,642.778	12,498
香春町	34	20	0	11	0	0	0	3	0	0	0	0	36,565.600	2,742
糸島市	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3,443.040	258
那珂川町	7	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6,683.000	501
計	263	118	0	112	0	13	3	11	1	1	3	1	287,277.121	21,544

小型浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業等計

48 市町村（①と②の重複除く）

（単位：円）

事業主体	設置 基数	人槽別内訳											基本額	補助額
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
計	2,609	1,507	1	956	0	73	15	17	10	13	11	6	1,165,056.121	314,121
予算額（2月補正後）														372,086
執行残														57,965

平成28年度 福岡県浄化槽整備事業補助金交付申請 集計表

①小型浄化槽設置整備事業（個人設置型）

47 市町村（太宰府市を除く）

（単位：千円）

事業主体	設置 基数	人槽別内訳											基本額	補助額
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
大牟田市	120	55	0	50	0	4	3	1	2	3	1	1	54,937	18,312
久留米市	210	126	0	74	0	7	1	0	0	1	1	0	77,948	25,982
直方市	100	55	0	25	0	5	0	5	0	5	0	5	42,600	14,200
飯塚市	220	97	0	117	0	6	0	0	0	0	0	0	83,405	27,801
田川市	200	75	0	118	0	7	0	0	0	0	0	0	77,588	25,862
柳川市	300	146	0	141	0	7	2	0	2	0	2	0	114,565	38,188
八女市	220	85	0	130	0	5	0	0	0	0	0	0	84,780	28,260
筑後市	130	65	0	60	0	5	0	0	0	0	0	0	49,160	16,386
大川市	100	25	0	70	0	5	0	0	0	0	0	0	39,600	13,200
行橋市	205	120	0	80	0	5	0	0	0	0	0	0	67,500	22,500
豊前市	70	31	0	37	0	2	0	0	0	0	0	0	26,706	8,902
中間市	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	960	320
小郡市	20	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	7,460	2,486
筑紫野市	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,078	359
宗像市	8	2	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	3,416	1,138
太宰府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古賀市	15	11	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5,308	1,769
福津市	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	828	276
うきは市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	414	138
宮若市	68	30	0	30	0	5	3	0	0	0	0	0	27,349	9,116
嘉麻市	110	50	0	50	0	5	3	0	2	0	0	0	44,679	14,893
朝倉市	30	7	0	18	0	2	0	0	1	1	1	0	11,300	3,766
みやま市	30	10	0	15	0	5	0	0	0	0	0	0	12,270	4,090
糸島市	110	40	0	68	0	2	0	0	0	0	0	0	42,528	14,176
宇美町	9	7	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3,275	1,091
篠栗町	10	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	3,894	1,298
新宮町	6	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2,074	691
水巻町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,096	365
岡垣町	20	6	0	11	0	3	0	0	0	0	0	0	8,190	2,730
遠賀町	7	4	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2,980	993
小竹町	10	5	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	3,980	1,326
鞍手町	25	10	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	9,530	3,176
桂川町	46	25	0	20	0	1	0	0	0	0	0	0	17,128	5,709
筑前町	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	746	248
東峰村	15	5	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800	1,933
大木町	95	40	0	42	0	5	3	1	1	1	1	1	38,854	12,951
広川町	76	35	0	40	0	1	0	0	0	0	0	0	28,728	9,576
添田町	41	20	0	20	0	1	0	0	0	0	0	0	15,468	5,156
糸田町	25	8	0	16	0	1	0	0	0	0	0	0	8,409	2,803
川崎町	34	17	0	15	0	2	0	0	0	0	0	0	12,950	4,316
大任町	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	6,210	2,070
赤村	20	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	7,460	2,486
福智町	60	20	0	35	0	3	0	2	0	0	0	0	24,652	8,217
苅田町	74	60	0	10	0	4	0	0	0	0	0	0	26,252	8,750
みやこ町	75	31	0	42	0	1	1	0	0	0	0	0	28,899	9,633
吉富町	15	7	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	5,636	1,878
上毛町	60	22	0	36	0	2	0	0	0	0	0	0	23,304	7,768
築上町	30	8	0	20	0	2	0	0	0	0	0	0	12,032	4,010
計	3,046	1,391	0	1,485	0	107	17	9	8	13	6	10	1,173,926	391,294

②浄化槽市町村整備推進事業等（糸島市、那珂川町は個別排水処理施設整備事業）

7 市町

（単位：千円）

事業主体	設置 基数	人槽別内訳											基本額	補助額
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
久留米市	20	7	0	10	0	1	0	0	0	0	0	2	29,138.000	2,185
うきは市	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10,430.000	782
朝倉市	57	5	0	47	0	2	1	0	1	0	1	0	58,200.000	4,365
みやま市	200	80	0	110	0	10	0	0	0	0	0	0	195,440.000	14,658
香春町	40	13	0	20	0	3	3	0	0	1	0	0	46,049.000	3,453
糸島市	15	5	0	6	0	1	0	1	0	1	0	1	24,137.000	1,810
那珂川町	19	10	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	18,753.000	1,406
計	361	120	0	209	0	20	4	1	1	2	1	3	382,147.000	28,659

小型浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業等計

（単位：円）

事業主体	設置 基数	人槽別内訳											基本額	補助額
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
計	3,407	1,511	0	1,694	0	127	21	10	9	15	7	13	1,556,073	419,953
当初予算額													447,633	
残額（当初予算額－補助額）													27,680	

平成28年度浄化槽関係試験・講習会日程表

今年度の試験・講習会は、以下の日程で実施される予定です。

会場、日程、料金等変更になる可能性がありますのでご注意下さい。

試験・講習会	料 金	実施期間	会 場	申請書販売料金
浄化槽設備士 国家試験	22,500円	7月10日(日)	九州ビル 福岡市博多区博多駅南 1-8-31 TEL:092-461-1112	申請書代金1部300円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 850円
浄化槽管理士 国家試験	20,200円	10月23日(日)	南近代ビル 福岡市博多区博多駅南 4-2-10 TEL:092-431-4343	申請書代金1部200円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 340円 2部: 650円
浄化槽管理士 講習	129,700円 ※1	9月5日(月) ~9月17日(土) 平成29年2月27日(月) ~3月11日(土)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代 1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書代金1部300円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 850円 3~5部: 1300円
浄化槽設備士 講習	86,700円 ※2	11月28日(月) ~12月2日(金)		
浄化槽技術管理者 講習会	49,000円	平成29年1月25日(水) ~1月27日(金)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代 1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書は無料です 「切手」を郵送下さい (送料) 1部: 140円 2部: 250円 3~5部: 400円

※1 浄化槽設備士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、120,200円

※2 浄化槽管理士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、81,700円

■ 申請書の請求および申し込み先

講 習	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2 TEL:092-947-1800 FAX:092-947-3636
国家試験	公益財団法人 日本環境整備教育センター 国家試験グループ宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-2 TEL:03-3635-4881 FAX:03-3635-4886

■ 免状の申請および再交付先

設備士関係	国土交通省 九州地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL:092-471-6331 FAX:092-476-3511
管理士関係	公益財団法人 日本環境整備教育センター 免状交付担当宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-2 TEL:03-3635-4881 FAX:03-3635-4886

第5回「じょうかそう(浄化槽)」ポスターコンクールのお知らせ

子どもたち次世代に美しい水環境を残すため、「家庭から出る汚れた水をキレイにするじょうかそう(浄化槽)と水辺の環境」を表現したポスターを募集します。

■ 募集内容

「家庭から出る汚れた水をキレイにするじょうかそう(浄化槽)と水辺の環境」をテーマとしたポスター。
「じょうかそう(浄化槽)」を含む「ことば」、または「イラスト」を必ず入れて下さい。

■ 応募資格

福岡県内の小学生の皆さん

■ 応募方法

ポスター用原画

- ①画材、縦横、デザイン等の表現方法は自由です。
- ②用紙の大きさは、四つ切り画用紙。(画用紙は各自でご用意下さい)
- ③作品裏面の中央部分に氏名、学校名、連絡先を明記して下さい。(応募票を貼付)
- ④折り目が付かないようにして郵送して下さい。

学校で取りまとめて郵送される場合は、学校名、学年、氏名を記載した一覧表も併せて添付して下さい。

■ 締め切り

平成28年9月9日(金)必着

■ 発表

平成28年9月15日(木)

入賞作品は、10月12日から21日までコスメイト行橋で、また、10月24日から10月30日までアクロス福岡等で開催するポスター展にて展示する予定です。なお、ご本人(又は関係者)には、あらかじめお知らせします。

■ 賞

- ①最優秀賞(福岡県知事賞) 1点
- ②優秀賞 5点
- ③入 選 19点

入賞者には、表彰状と副賞として記念品を授与します。

学校などを通じて通知するとともに、後日各自治体へも入賞作品のポスターを作成し配付します。

なお、応募された方全員に参加賞を贈呈します。

■ その他

- ・応募についての個人情報は、ポスター展・入賞ポスター作成において、氏名・学校名・学年を表示させていただきますので、ご了解の上ご応募下さい。
- ・入賞作品は、啓発用ポスターの原画として活用させていただきます。
- ・入賞作品の著作権などは当協会に帰属し、原則として作品は返却しません。

■ 作品の送付先及び問い合わせ先

〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

TEL(092)947-1800

<http://www.fjkyo.or.jp> E-mail:LEN01567@nifty.com

■ 主催

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

■ 後援

福岡県



2015年度 福岡県知事賞

その他

出前講座の実施

小学校学習指導要領の社会科4年生時では、飲料水や電気、ガス、廃棄物の処理について、それらの事業を見学または調査することで、地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えさせることとされています。

この趣旨を踏まえ、当協会では、毎年、小学校4年生を対象に、浄化槽の普及啓発を目的とした出前講座（環境学習）を実施しており、今年度は、以下の日程で実施します。

出前講座では、水の循環の話や体験型の実験などを行い、自分が使った水がどのようにしてキレイになっていくのかを学習する良い機会になっています。

また、今年度は、筑紫保健福祉環境事務所が主催する出前講座（水生生物調査）においても、「川の汚れについて」と題し、環境学習を実施しています。

実施済み

日程	対象小学校
5月13日(金)	太宰府市立水城小学校 (筑紫HHE主催)
6月1日(水)	築上町立葛城小学校 (京築HEE主催)
6月3日(金)	那珂川町立安德南小学校
6月7日(火)	添田町立津野小学校
6月13日(月)	那珂川町立岩戸北小学校
6月15日(水)	久留米市立田主丸小学校
6月16日(木)	大野城市立大野北小学校
6月20日(月)	行橋市立延永小学校
6月21日(火)	みやこ町立伊良原小学校
6月22日(水)	直方市立新入小学校
6月23日(木)	大川市立大川小学校
6月24日(金)	大野城市立平野小学校 (筑紫HHE主催)

実施予定

日程	対象小学校
7月1日(金)	豊前市立横武小学校
7月12日(火)	行橋市立行橋小学校
7月13日(水)	篠栗町立北勢門小学校
7月15日(金)	新宮町立新宮東小学校
9月29日(木)	築上町立八津田小学校
10月7日(金)	直方市立中泉小学校
10月13日(木)	香春町立中津原小学校
10月14日(金)	苅田町立片島小学校
10月26日(水)	豊前市立山田小学校
10月31日(月)	柳川市立柳河小学校



水生生物調査（筑紫HHE主催）



6月1日：葛城小学校（築上町）



6月3日：安徳南小学校①（那珂川町）



6月3日：安徳南小学校②（那珂川町）



6月7日：津野小学校（添田町）

その他

環境フェアへの参加

6月5日（日）に久留米市百年公園で開催された「第26回くるめ環境フェア」に出展しました。
天候は、あいにくの曇り空でしたが、小さなお子さんをはじめ、多くの方に当協会のブースに立ち寄って頂ました。

浄化槽クイズへの挑戦、浄化槽ミニモデルの展示、浄化槽の仕組みとその役割についての説明などを通して、浄化槽の良さをPRすることができました。



事業報告

法人運営

検査事業

その他

情報

官庁情報

試験・講習

その他

その他

指定採水員指定講習会開催のお知らせ

今年度も新規の方を対象に、9月と2月に指定採水員講習会の開催をクリエイト篠栗で予定しています。また、11月に指定採水員の更新講習会を兼ねた浄化槽技術研修会を県内3カ所で予定しています。なお、開催日が決まりましたら、各事業所にご案内いたします。

その他

クールビズ(軽装)・節電の取り組み

環境省は例年、電力消費のピークを迎える真夏時期に過度の冷房を使用しない(事業所内の室内温度28度を目安)ことで、省エネルギー対策を推進するとともに、環境保全に貢献することを目的とした取り組みを推奨しています。

当協会も、この取り組みに賛同し、毎年、地球温暖化防止対策の一環として「クールビズ」を実施しています。

昨年同様、各検査センター事務所において、節電に取り組むため、5月1日から10月31日まで上着及びネクタイを着用しない軽装に加え、6月1日からポロシャツ・チノパン等着用による「スーパークールビズ」を実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



その他

清掃活動の実施

当協会では、6月に地域の社会貢献の一環として清掃活動を実施しました。清掃活動では、道路沿いや川に捨ててある空き缶やタバコの吸い殻、ペットボトル等のゴミを回収しました。





小型合併浄化槽においてミジンコの異常増殖により処理水中のSSが増加しています。対処方法を教えてください。



ミジンコは少量の発生であれば、処理が良好に行われていた指標になりますが異常に増殖した場合は、生物膜を摂食したり、活発な発動により生物膜が剥離し、処理水中のSSの増加や浄化を担う細菌類の流出を招きます。そのため、ミジンコが異常増殖した場合は駆除を行う必要があります。

代表的な駆除方法

- ① . ばっ気を止め、浮いてきたミジンコを目の細かい網ですくい取る。
- ② . ばっ気を止め、浮いてきたミジンコに0.3%程度の塩素水を添加する。
- ③ . 負荷が適切になるよう、浄化槽の運転方法を変更する。

①、②についてはミジンコの異常増殖の対応として一般的な方法と言えます。浄化槽の通常運転時、ミジンコはばっ気槽の接触材や担体に付着する汚泥の中で、水中のDOを用いて呼吸をしながら生活していますが、ばっ気を停止し槽内のDOをなくすと、酸欠を起こして水面に浮上してきます。①、②はミジンコのこの性質を利用して、水面に集まったミジンコに対し、駆除を行う方法です。ただ、②の駆除方法では塩素により他の微生物も死滅し、処理性能に影響を与えることがあります。

③は、負荷やDOの供給量を変更することによって、ミジンコをもとから絶つ方法です。小型浄化槽の場合、ばっ気槽の容量が限られているため、処理水質が悪化してしまうリスクがあります。

下の表に上記の駆除方法に対して考えられるメリットとデメリットをまとめます。

	メリット	デメリット
①	・作業が簡便	・駆除が十分でない可能性がある
②	・効果が高い	・薬品の事前準備が必要 ・処理が悪化する可能性がある
③	・特殊な準備が不要 ・成功すれば完全に駆除可能	・駆除が成功しない可能性がある ・処理が悪化する可能性がある

参考資料：月刊浄化槽2012年9月号「ミジンコについて」参照

その他

法定検査の指摘事例

浄化槽法第11条検査の指摘事例を紹介します。

状況

コンパクト型浄化槽の処理水槽に浮上したスカムが消毒槽へ流出していました。



処理水槽に堆積した汚泥

指摘理由

放流先に汚泥が流出する恐れがあるので指摘の対象になります。

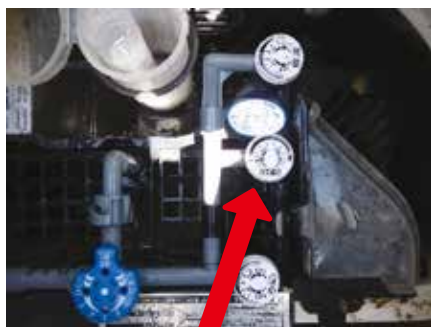
改善方法など

コンパクト型浄化槽の処理水槽にスカムが生成する原因の一つとして、処理水槽底部の汚泥の堆積が考えられます。

例えば、(株)クボタ製KZ型の場合には次のような方法が有効です。

1. 保守点検時に、好気循環バルブを全開にし、処理水槽底部に溜まった汚泥を担体流動槽へ返送します。
2. 循環水が透明になったら全閉とし、数分後再度全開にして返送します。
3. 上記の操作を1, 2度繰り返し行います。
処理水槽底部に堆積した汚泥が減少し、水質の安定化、スカムの抑制が期待できます。
4. バルブは元の設定に戻します。

なお、処理水槽に多量にスカムが生成する場合は、循環水量が不足している可能性があるため、好気循環バルブ(通常設定2.2)⇒3.0～4.0とし、循環量を増加させて下さい。



好気循環バルブ



好気循環バルブを全開にした時に、排出した処理水槽底部の汚泥

参考：株式会社クボタ浄化槽HP Q&A、維持管理要領書

その他

水質検査項目紹介(No.18) 亜硝酸性窒素(定性・定量)

亜硝酸性窒素とは、水中の亜硝酸塩をその窒素量で表したもので、アンモニアから硝酸に酸化される際の中間生成物です。

福岡県浄化槽施行細則第9条では、水質検査項目として亜硝酸性窒素(定性)が規定されています。

当協会における亜硝酸性窒素(定性)の測定は、試料に亜硝酸性窒素発色剤を添加してできた赤色のアゾ化合物の濃度に応じた呈色の度合いを「－、±、＋、＋＋、＋＋＋」の5段階で判定することにより行います。

なお、判定と濃度については、次の表を目安として行っています。

亜硝酸窒素窒素定性試験結果表示方法

呈色の度合い	無発色	微桃色 (確認可能)	淡橙色 (桃色)	濃赤色 (紫色気味)	暗赤色 (黒色気味)
判 定	－	±	＋	＋＋	＋＋＋
濃度 (mg/L)	0.01mg/L未満	0.01mg/L以上 0.04mg/L未満	0.04mg/L以上 0.1mg/L未満	0.1mg/L以上 6.0mg/L未満	6.0mg/L以上

これが検出されることは、硝化反応が進行していることを示していると同時に生物酸化が良好に進行している場合が多いですが、亜硝酸性窒素の測定だけでは硝化反応の進行状況を判断することが困難な場合が多いため、前回紹介した硝酸性窒素も同時に測定することが望ましいです。

また、亜硝酸性窒素に関する基準としては、環境基本法に基づく環境基準に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」がそれぞれ定められています。

その他

筑豊検査センターの移転について(お知らせ)

筑豊検査センターが以下のとおり移転することとなりましたので、お知らせいたします。

移転日

平成28年7月19日(火)から新検査センターで業務開始

※検査設備の移設等のため、7月8日(金)から15日(金)の間は、検体の受付が出来ません。

移転先

〒825-0004

田川市大字夏吉422-7

電話番号 (0947)45-6102 FAX番号 (0947)45-4607

※電話番号及びFAX番号には変更はありません。



事業報告

法人運営

検査事業

その他

情報

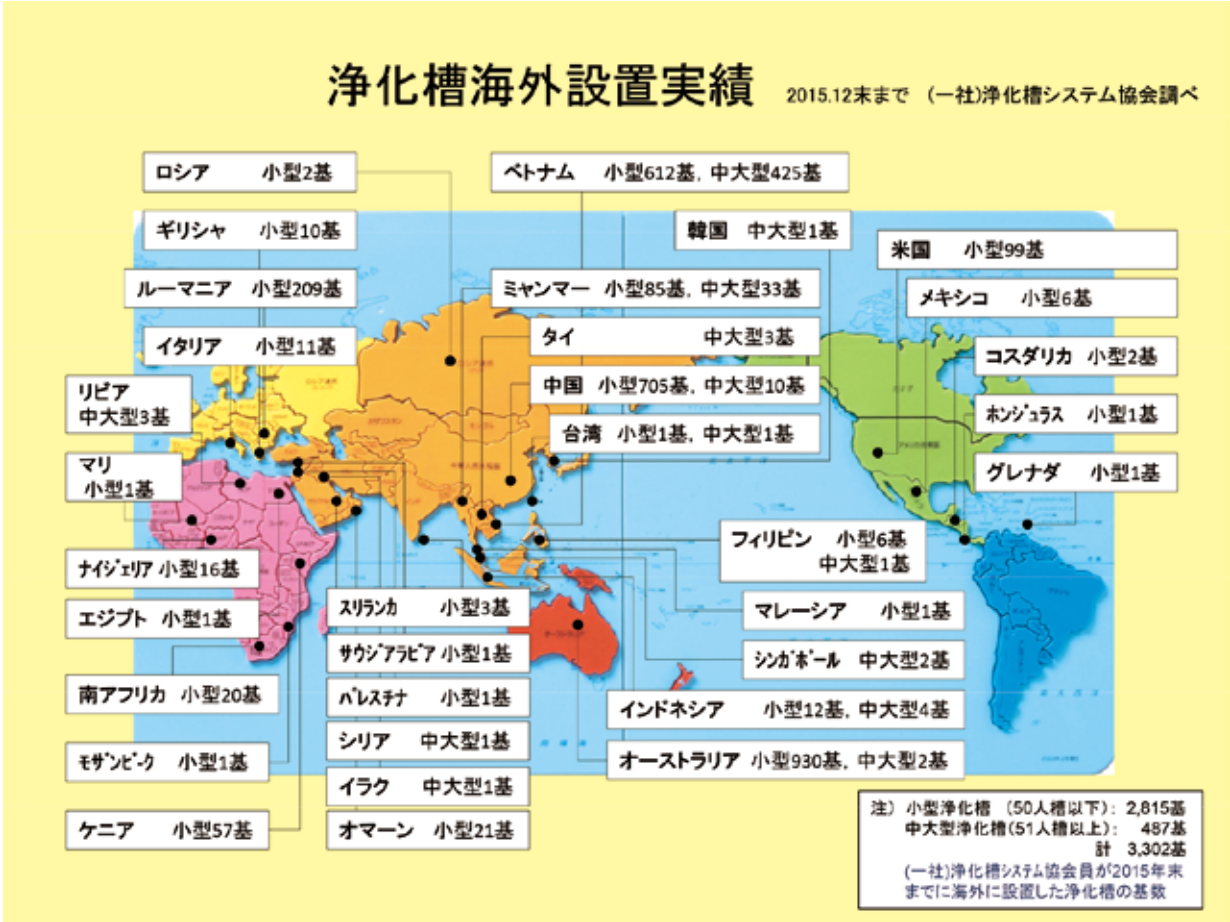
官庁情報

試験・講習

その他

その他 浄化槽の海外設置実績

環境省はこのほど、浄化槽の海外設置実績を取りまとめました。
この設置実績は、平成27年12月末までに、一般社団法人浄化槽システム協会会員が、海外に設置した浄化槽の基数です。
最多は、ベトナムの1,037基(小型612基、中大425基)となっています。



その他 盆休みに伴う検体受付について(お知らせ)

盆休みに伴い、検体の受付が次のようになります。

	福岡・筑後検査センター	筑豊検査センター
8月 9日(火)	○	×
10日(水)	○ (ただし、大腸菌群数検査は受付ができません。)	×
11日(木)	山の日	
12日(金)	○	
13日(土)	×	
14日(日)	盆休み	
15日(月)	盆休み	
16日(火)	盆休み	
17日(水)	通常通り	

注:○印は、検体の受付が可能です。
×印は、検体の受付ができません。

福岡県議会で浄化槽の推進について一般質問

平成28年2月定例会において、公明党の西尾耕治議員と民進党の佐々木允議員から浄化槽に関する一般質問がありましたので、質問内容と小川知事の答弁内容を紹介します。

※浄化槽及び下水道関係質問のみ紹介致します。

西尾耕治議員質問

○二番(西尾 耕治君)登壇 公明党の西尾でございます。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

現在私たちが生きているこの二十一世紀が環境の世紀と呼ばれており、事実そうであることは、言をまたないところであります。近年の地球規模の異常気象による自然災害も続発しており、世界規模で考慮すれば、特に被害が相次いでいるアジアにおいては、世界全体の温室効果ガスの排出量の約三〇％を占有していると言われる日本、韓国、中国の三カ国がお互いに連携し、地球温暖化の要因である温室効果ガスの削減を意欲的に推進すべきであると考えます。と同時に、日常の生活を送っている私どもも、環境問題に配慮しながら、身近な行動に反映していかなければならないと思います。そうすることによって、結果的には安心、安全の日々の生活につながっていくことと確信いたします。

本県における最上位計画と言える福岡県総合計画(マスタープラン)において、知事は、県民生活の安定、安全、安心が向上していく社会を構築することによって県民幸福度日本一を目指すとしており、その具体的な施策を十の事項の実現に取り組むことであらわしています。そして、事項の九番目には、「環境と調和し、快適に暮らせること」の部分で、低炭素社会・循環型社会をつくると、さらに言及されておられます。また、昨年の十二月に報告された環境に関する年次報告書の中では、本県が取り組んでいる施策として、汚水や廃棄物などの適正処理を計画的に進めていくこととしております。

今回私は、前任の上岡前議員が一貫して今まで取り組んでこられたテーマの一つでもある環境問題の中で、汚水処理、浄化槽、廃棄物処理などについて質問させていただきます。

初めに、汚水処理構想についてです。本県では、平成六年度に県の全域を対象に、総合的な汚水の処理構想として策定され、その後、人口減少や合併などの社会情勢の変化もあり、見直しが行われ、直近では平成二十一年に見直しが行われました。平成二十六年には、国の政府機関、農水省、国土交通省、環境省の三省合わせて、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進についてという通知がなされており、今後の十年間で汚水処理施設の整備をおおむね完了するように示してきております。本県においても、二十七年度の予算の中で、五百七十七万二千円で処理構想の見直しが執行されていることとは思われますが、国の意向に沿った内容になっているのか、今までとはどのような点で違うのか、また関係する県内の市町村とは連携をとっておられるのかなどの幾つかの疑問点が考えられます。

そこで、これまで汚水処理構想に基づき、下水道、農業集落排水、浄化槽整備などの取り組みと、状況に応じた汚水処理の政策が進められてきたことだとは思いますが、その進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

我会派は今までも、その地域の地形の形状と、過去からの行政施

策の状況と財政の実情に合わせて、汚水処理施設の中で、浄化槽の適切な配置と早急な普及を適宜求めてまいりました。浄化槽は、東日本の大震災のときにも確認されましたように、緊急事態にすぐれた対応能力があり、地形の形状に応じた設置が可能で、比較的安価で設置できる、またその浄化処理の完了した水は、河川に放流すれば河川流量の維持に役立つなどの利点があります。先月二月五日には、環境省や本県、浄化槽協会が主催となり、汚水処理の現状と今後の汚水処理のあり方を考察するため、また意識を向上させるため、県内自治体の関係者を対象に、浄化槽トップセミナーが福岡市内で開催されました。このように、国としてもかなり浄化槽施設の整備を推進されているようであります。

昨年十一月に行われた福岡県環境事業協同組合連合会の設立五十周年の式典の挨拶の中で知事は、今後のな一層の浄化槽の普及を推進していくことを訴えておられたことと記憶しております。が、二十八年度の浄化槽整備促進費の当初予算を見れば、二十七年度と比較して四千三百万ほど減額されています。もちろん、整備状況が進み、希望する自治体からの箇所が減ったということかもしれませんが、県から市町村へのインセンティブ、動機づけの必要性を考えれば、処理水の水质からも、単独浄化槽から合併浄化槽への転換も含めて、整備をもっと早急に進めるべきだと考えます。

また、平成二十七年六月議会において知事は、今後十年間程度で汚水処理施設の整備をおおむね完了させるために浄化槽は有効な手段だと答弁されておられますが、浄化槽の整備を一層進めるために、今後本県としてはどのように取り組んでいかれるおつもりなのかお伺いいたします。

次に、汚水処理施設の中で、下水道事業についてお聞きいたします。自治体が下水道事業を持続的なシステムとして管理運営するためには、管渠や処理場などの施設のストックや管理運営の状況について正確に把握することが不可欠だと考えます。我会派では、平成二十七年六月の定例県議会の代表質問、またその四年前の六月定例県議会の代表質問でも、自治体がストック情報、住民サービス、事業に要したコスト情報を正確に分析することで、長期的な効率性や経済性を明らかにすることが可能な公会計制度の導入について知事に質問をいたしました。下水道事業について、国は平成二十七年一月に、県が実施している流域下水道事業を含めて、平成三十二年四月までの公営企業会計への移行を要請したところであります。このことは、今後の汚水処理施設の効率的な整備や長期的な管理運営を図る上でも有効な取り組みであると認識いたします。

そこで知事に伺います。県が実施する流域下水道事業の公営企業会計への移行について、本県ではどのように対応されるのかお伺いいたします。

小川洋知事答弁

まず初めに、浄化槽整備の進捗状況でございます。県では、平成二十一年三月に策定をいたしました汚水処理構想に基づきまして、平成二十七年度に汚水処理人口普及率を九〇％とする中期目標を掲げて、下水道や浄化槽の整備などに取り組んでまいりました。この目標の達成に向けまして、浄化槽につきましては、その普及率を二十七年度八・三％とすることを目指し、必要な予算を措置いたしまして、市町村を通じてその設置者に補助を行うことで、その整備を進めてまいりました。この結果、平成二十六年度末には、浄化槽の普及率は九・三六％となり、下水道整備などと合わせて汚水処理人口普及率につきましても九〇・五％と目標を一年前倒しで達成したところでございます。

浄化槽整備の一層の推進についてでございますけれども、浄化槽は、住居が散在し、下水道や農業集落排水施設といった集合処理が非効率な地域に最も適した汚水処理施設でございます。今後十年程度でこの汚水処理施設の整備をおおむね完了させていくためには有効な手段であるというふうに考えております。現状では、し尿のみを処理するみなし浄化槽、単独浄化槽、また、くみ取りによる処理を行っている世帯が約一割程度残っております。今後、この合併浄化槽の一層の整

備を進めるためには、こうした世帯につきまして、生活排水とし尿とを合わせて処理できる浄化槽への転換をいかに図っていくかが課題であるというふうに考えております。現在、汚水処理構想の見直し作業を進めているところでございまして、これを来年度中に策定することといたしております。この見直し作業の中で、今申し上げました課題への対応策も検討させていただき、浄化槽整備を一層推進してまいります。

次に、流域下水道事業の公営企業会計への移行でございます。下水道事業は、今後施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少等の社会情勢に伴う料金収入の減少ということが予想されますことから、経営基盤強化や健全化のさらなる取り組みが必要となってまいります。これらの取り組みがより的確に推進されますよう、国から、昨年一月でございますが、公営企業会計への移行について要請があったところであります。県といたしましては、これまで先進事例も調査をしながら、資産の評価の方法、また移行スケジュールなどについて整理を行っているところでございます。今後、こうしたこれまでの作業をもとに、来年度前半を目途にいたしまして、県としての対応方針を定めてまいります。

佐々木允議員質問

まず、本県汚水処理の早期概成に向けた取り組みについて御質問いたします。現在、国による新たな汚水処理構想策定が要請されているところでありますが、まずこの構想について、現在までの進捗状況についてお尋ねをいたします。

また、この構想では、汚水処理の未整備地域につきましては、今後十年程度で汚水処理施設の整備をおおむね完了させることを目標としていることが最も大きな特徴であります。確かに本県の汚水処理率は、直近二〇一五年三月のデータでは九〇・五％となっており、全国平均とほぼ同率です。一方、私の地元田川市は五九・二％、田川郡に至っては、川崎町二・五％、添田町二九・二％など、いずれも県内平均を大きく下回っています。しかも、二〇〇九年に策定した現在の汚水処理構想では、今から十年後となる二〇二五年においても、先ほど述べた川崎町や添田町では汚水処理人口は四〇％前後しか伸びないとしています。要するに、現在残っている九・五％の未処理区域の多くは、田川地域など汚水処理が地域全体で進んでいない地域と言えます。これらの地域での汚水処理概成は極めて困難な作業となることは容易に想像できるところで。

そういった中、県汚水処理構想における十年概成には県は大きな役割がありますが、本県汚水処理を新しい汚水処理構想の策定後、どのようにして十年概成を達成されるおつもりなのか、知事のお考えをお示しくさいます。

また、十年概成のためには、相当な政策推進体制がなければ達成が困難であり、計画開始と同時に計画達成のための推進体制の構築や施策の実施が不可欠ではないでしょうか。この件に関する知事の認識について具体的に答弁を願います。

続いて、合併浄化槽による汚水処理の推進についてです。まず、汚水処理構想における十年概成の実現において、下水道未整備地域や管渠設置に相当な時間が生じるような地域において、合併浄化槽による汚水処理の重要性はますます高まっています。知事の合併浄化槽の重要性に対する認識について明快に御答弁願います。

そもそも汚水処理未整備人口とは、現在単独浄化槽もしくはくみ取りとなっている家屋にお住まいの方々でありまして、この方々への合併浄化槽転換、下水道への接続推進が汚水処理率向上の大きな鍵となります。一方、現在も浄化槽設置の補助金は県内全域で整備をされており、現在合併浄化槽を設置していない家庭は、そういった現在の補助制度を積極的に活用、選択していない家庭であると言えます。要するに、現在の補助制度のままでは単独槽やくみ取りの家庭の多くを合併浄化槽に転換することはなかなかできないということは自明の理であります。

知事は、汚水処理構想の推進に責務を負った立場として、また来年度に策定される新たな汚水処理構想を前に待たない状況であることから、合併浄化槽設置促進へ大きく政策誘導するための新たなインセンティブ、補助制度の創設なくしては十年概成はおぼつかないのではないのでしょうか。このことについて知事の積極的な答弁を求めます。

小川洋知事答弁

まず初めに、福岡県汚水処理構想の策定状況でございます。福岡県汚水処理構想は、下水道、浄化槽等の各種汚水処理施設のそれぞれの特性を生かし、その効率的な整備と管理運営を計画的に実施していくことを目的として策定するものでございます。現在、県構想のもととなります市町村が策定をいたしました汚水処理施設の整備方針につきまして、庁内の関係各課で構成をしております福岡県汚水処理構想策定委員会、ここにおきましてそれぞれの内容を確認をさせていただいているところでございます。今後十年程度で汚水処理施設の整備をおおむね完了させていただくためには、県と市町村がその課題や目標について認識を共有し、連携してこれに取り組んでいくことが重要であります。そのため県の策定委員会におきまして、市町村と協力をし、来年度を目途に県の構想を策定いたしますとともに、その構想策定後にお

この項の最後に、合併浄化槽設置促進に向けた広報啓発についてお尋ねします。御存じのとおり、合併浄化槽は、広範囲に整備を進める下水道とは違い、最終的に個人が設置を決めることに設置促進の難しさがあります。よって、合併浄化槽の役割や必要性などについて十分周知されることが設置促進の第一歩であります。まずは汚水処理率の低い地域を対象に、合併浄化槽の意義や補助制度の概要などについて、わかりやすく県民に周知する取り組みを市町村や関係団体と共同で行うべきと思いますが、知事のお考えはいかがでしょうか。明快な答弁をお願いします。

続いて、本県流域下水道事業における地方公営企業会計の適用について質問いたします。総務省は二〇一五年一月二十七日に、公営企業会計の適用の推進についてとの大臣通知を行いました。その中で、下水道事業を地方公営企業会計適用の重点事業と位置づけて、その推進を図ることを各自治体に要請をしています。といっても、この話は昨年一月が初めてではありません。さかのぼること七年近く前である二〇〇九年六月に地方公営企業会計制度等研究会が提言を行って以降、二〇一四年六月に出された骨太の方針二〇一四では、下水道事業等に対して既に公営企業会計の適用を推進することが述べられています。しかも、先ほど述べたように、一年以上前には、下水道事業の地方公営企業会計の適用を重点事業に位置づけ、昨年四月からは重点取り組み期間ということを総務省は既に明記しているところであります。しかも、この移行のための必要な予算は、元利償還金に対して普通交付税が措置されるという財政支援まで行われているところです。このような国の動きの一方で、知事は本県の取り組みを県民や県議会へ具体的に示されたことは残念ながら一度もありません。国が昨年十月一日に行った調査では、下水道事業を地方公営企業会計へ適用済み、もしくは適用に向けて取り組みを行っているのは下水道事業を行っている四十二都道府県中二十四団体、全体の五七・一％と過半数を超えていますが、福岡県は、検討中とだけあるのみです。県内を見ても、下水道事業を行っている四十九自治体中、既に地方公営企業会計に適用済みの自治体だけで二十団体、取り組みを行っている自治体も十六団体あり、合わせると率にして七三・五％にも上ります。本県の地方公営企業会計適用に向けた一連の動きが全国や県内に比べても、いかにおくれているかが一目瞭然です。この地方公営企業会計適用は、持続的な財政運営において極めて重要であることを知事はよく御理解のことだと思います。にもかかわらず、重点取り組み期間が一年過ぎようとしている今日にあっても、その方針さえ出されていないということは極めて憂慮すべきことであります。

まず、知事は国がなぜここに来て下水道事業の地方公営企業会計への適用を強力に推し進めようとしているのか、その狙いについてお答えください。

あわせて、知事は、本県の流域下水道事業の地方公営企業会計適用の必要性について、どのような認識をお持ちなのでしょう。この点についても明確な答弁を期待します。

また、現在までの検討内容などについてもあわせてお示しをください。

きまして、その進捗管理にこの策定委員会を活用するなど、全庁挙げて汚水処理施設の整備を進めてまいります。

次に、浄化槽の整備についてお尋ねがございました。浄化槽は、住居が散在し下水道や農業集落排水施設といった集合処理が非効率な地域に最も適した汚水処理施設であると考えております。また、設置の際には、その地形の影響を受けにくいこと、短期間で設置できるといった特徴がございます。汚水処理施設の未整備地域の中には、こうした集合処理の非効率な地域もございまして、今後十年程度で汚水処理施設の整備をおおむね完了させていただくためには、この浄化槽の整備を進めていくことが重要であると考えております。

浄化槽の整備にかかわる今後の取り組みについてでございます。浄化槽につきましては、これまで汚水処理構想に基づき必要な予算を措置

させていただき、市町村を通じて、その設置者に補助を行うことによって整備を進めてきたところであります。一方で、し尿処理のみを処理する、みなし浄化槽、単独浄化槽でございますが、それやくみ取りによる処理を行っておられる世帯が約一割程度残っているわけでございます。このうち集合処理が非効率な世帯につきましては、生活排水とし尿とをあわせて処理ができる合併浄化槽への転換をいかに図るべきか、これが重要な課題であるというふうに考えております。

そのために、住民の皆さんへの周知でございます。浄化槽の整備を一層進めていくためには、住民の皆さん方に、その浄化槽の設置によって衛生的で快適な生活環境が確保できること、ひいては河川の水質改善が進むこと、また短期間で設置できること、設置には補助制度があること、そういった浄化槽についての理解を深めていただくことが重要であると考えております。そのため、こうした浄化槽設置の意義でありますとか、補助制度について、県の広報紙、ラジオ、チラシ、これらを活用いたしまして住民の皆様への周知を図ってきております。また、住民の皆様への周知をさらに効果的に進めていくためには、関係の市町村や関係団体と連携してこれに取り組んでいくことが必要であります。このため、平成二十四年度からでございますが、市町村の担当職員や事業者、これらを対象としたシンポジウムを市町村、関係団体と連携して開催をさせていただきまして、浄化槽にかかわる国の施策の動向や先進的な自治体の取り組み事例等について情報提供を行っているところであります。今後とも、市町村、関係団体と緊密に連携をしながら、特に、浄化槽の特徴が生かせる地域に重点を置いて、浄化槽の意義や補助制度などにつきまして、地域住民の

皆様への一層の周知を図ってまいります。

次に、流域下水道事業への公営企業会計適用についてでございます。下水道事業は、今後、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少等社会情勢の変化に伴う料金収入の減少というものが予想されることから、経営基盤の強化やその健全化に対するさらなる取り組みが必要になっていると考えております。これらの取り組みが的確に推進されるよう、国のほうでは昨年一月でございますが、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業に対して、公営企業会計の適用について要請があったところでございます。このため県といたしましては、これまで先進事例も調査しながら、去年の暮れ、十二月でございますが、国土交通省が改訂をいたしました下水道事業における公営企業会計導入の手引き、これに基づきまして、県内八カ所ございませう流域下水道事業の資産評価の方法、また移行スケジュールなどについて整理を行ってきておりまして、来年度前半を目途に、県としての方針を定めさせていただきます。

失礼いたしました。浄化槽整備に関する今後の取り組みについて、取り組みの部分が完全に答弁漏れでございまして、失礼いたしました。先ほど申し上げました重要な課題であるという認識のもとで、今後の取り組みでございますが、現在、汚水処理構想の見直し作業を県のほうでは進めておりまして、来年度を目途にそれを策定することといたしております。この見直しの中で、浄化槽への転換が促進されるような対策についても検討し、その整備を一層推進したいと考えております。失礼いたしました。

佐々木允議員質問

答弁をもとに知事に一点、御指摘をしたいと思います。それは、合併浄化槽のさらなる整備に向けた対応策についてです。知事は答弁の中で、浄化槽への転換が促進されるような対応策について検討するという考えを初めて明らかにしました。その点について若干データを示しながら御指摘を申し上げたいと思います。知事、来年度の当初予算での合併浄化槽の設置数は予算上三千五百十五基分措置されていることになります。そして、直近のデータでは、汚水を処理していない方々は県内に四十八万五千二百六十八名いらっしゃいまして、本年二月に出された国勢調査速報値による本県の平均世帯数二・三二人で割ると、未処理世帯は二十万九千六百六十七世帯に上ります。ざっとその六割程度の世帯に浄化槽設置が必要だと仮定しても、今の設置数三千五百十五基のままで、実に三十五年かかってしまいます。あくまでも概算ではありますが、今のままの取り組みと予算規模で、知事がおっしゃられた汚水処理の十年概成はなかなか厳しいということがこの一つをとっても明らかだと思います。しかも、県が進める下水道事業と浄化槽整備事業を比較しますと、来年度当初予算の流

域下水道の建設費総額は七十五億七千万円余、一方、合併浄化槽設置に係る予算は四億四百万円余、その差は実に十六・九倍にも上ります。これまでも申し上げて知事もおわかりになっているとは思いますが、来年度に合併浄化槽の設置促進の新たな対策に対しては、これまでのままの補助金メニューを変えて、新たな補助メニューをつくることしか私はないと思います。ぜひ、今後の対策について、この点を十分に踏まえて御検討願いたいと思います。

最後に、知事は汚水処理について、全庁を挙げて推進するという決意を述べられました。また、他の部分のいずれにおいても前向きな御答弁をいただいたところであります。このことは市町村においても大きな朗報だと思いますが、その中であって、今後の九・五％の未処理世帯の多くが合併浄化槽による汚水処理地域であるということは容易に想像できる中、今後の汚水処理整備は環境部の取り組みにかかっていると私は思っています。今後の環境部の取り組みを心から期待するとともに、一日も早く汚水処理が概成され、もって本県の河川環境が良好なものとなることを期待して、一般質問を終わります。

(引用：福岡県議会ホームページ)



その他

新聞記事の紹介

かいほう春号で新聞記事として紹介しました朝日新聞社の大矢雅弘記者が浄化槽に関する記事を新たに掲載しましたので紹介します。

問われる巨大ハコモノ整備「公共下水道工事」

甘い見積もりだった福岡県田川市では見直し、簡易な合併処理浄化槽を採用する自治体も

道路やダムと並び、公共下水道整備事業も巨大な公共事業だ。国は半ば国策のように位置づけ、景気対策も兼ねて下水道整備を推進し、自治体もこぞって参画してきた。だが、トイレや生活雑排水の処理にはもう一つの選択肢がある。合併処理浄化槽は浄化能力でも下水道に劣らない。全国の自治体は、膨大な時間と費用がかかる下水道整備に頼らない汚水処理への転換期を迎えている。

福岡県内の28市のうち、下水道を整備していないのは田川市と嘉麻市だけだ。田川市は2011年、人口の6割が集中する市中心部1075ヘクタールで30年かけて下水道を整備することを計画した。70年間に総額571億円を投入し、「5億4700万円の黒字」という想定だった。

ところが、14年3月、佐々木允市議（現在は県議）が市議会で、企業独自に浄化槽を設けている大口排水事業者が、負担増が大きいにもかかわらず、100%接続するとしている点など市側の甘い見通しを追及した。佐々木市議はさらに同年6月、県と市の協議録（12年8月9日付）を取り上げた。県が「下水道事業まで開始すると一般会計が負担に耐えられず、破綻（はたん）するリスクも想定される」と指摘していることを明らかにしたのだ。

地元での動きと前後して国は14年1月、未整備地域に対し、計画の見直しを求める新マニュアルを都道府県に通知した。新マニュアルには、未整備地域のうち、主要な場所は10年程度でおおむね整備を終わらせるという考え方が盛り込まれた。

このため、田川市は基本構想を全面的に見直し、大口排水事業者を除くなど接続率を93%から80%に下方修正すると、事業開始から41年間で108億円の累積赤字が出るとの結果が出た。その後、整備区域を3分の1以下の294ヘクタールに縮小し、新たな低コスト手法を導入して試算をしたものの、累積赤字はなお33億円で、累積黒字化はできないことがわかった。

この最終試算に対し、田川市議会調査特別委員会は今年2月末、市が中心部294ヘクタールで検討している下水道整備事業を認めるという審査結果を報告した。二場公人市長が、事業開始から41年間で累積赤字が33億円という厳しい数字をどう判断するのかを市民は注目している。

公共下水道は、見えざる「巨大ハコモノ事業」と言われる。とりわけ初期投資が大きい。大規模な汚水処理場を建設し、そこへ汚水を運ぶための下水管を網の目のように埋め込んでいく。その整備に巨額の費用がかかるため、下水道事業で抱えた借金の返済に苦しむ自治体は少なくない。

日本有数の金魚の産地である熊本県長洲町も06年度決算で下水道事業の累積赤字が約20億円を超え、一時は財政破綻も危ぶまれた。

総務省によると、全国の下水道の経営にかかる経費を使用料収入で賄っている比率は48%（12年度）にとどまる。下水道事業は独立採算が基本とされているが、毎年、一般会計から多額の繰り入れをして赤字経営の穴埋めをしている実態がある。12年度決算で、繰り入れをしたにもかかわらず赤字計上となったのは21事業にのぼる。ワースト1は赤字額が80億3268万円という和歌山市だった。

生活環境改善を錦の御旗に、大半の自治体が飛びついた下水道整備という「国策」に異を唱え、動き出していた下水道事業にストップをかけた自治体もある。長野県下條村だ。下水道整備とは別の、もう一つの汚水処理の手法である合併処理浄化槽を選んだ。四半世紀ほど前のことだ。

世帯ごとにし尿や生活排水などの汚水をまとめて高度処理する合併処理浄化槽は、大規模な下水道に比べて簡単に設置できるのが最大の特徴だ。稼働するまでの時間もたいしてかからず、建設費も安い。

下水道や合併処理浄化槽などを利用できる人口の割合を示す「汚水処理人口普及率」は96%に達し、下水道で約45億円と見積もった生活排水事業費は約9億円に収まった。汚水をすべて浄化槽で処理し、健全財政を築き上げた下條村は、こうして浮いた金などで子育て支援策を強化し、高い出生率を維持していることから「奇跡の村」と呼ばれている。

福岡県浄化槽協会の情報管理・企画部長、梅崎誠治さんは「地震などの災害に強いのが個別処理の浄化槽の特長で、国土強靱（きょうじん）化にもつながる」という。

下水道は管でつながっていて、たとえ1カ所でも破損をすれば、そこへ流れる下水は処理できなくなってしまう。東日本大震災では下水道が壊滅的な被害を受けたのに対し、浄化槽で全損とされたものは3.8%だけだった。



進められる下水道整備の工事
＝2007年、新潟県長岡市

浄化槽は長い管路を持つ下水道より修理や交換が容易なため、大規模災害の発生直後でもトイレなどを利用できるようになる利点がある。東日本大震災では、宮城県仙台市が様々な情報を地図上に表示させられる地理情報システム(GIS)を活用した浄化槽台帳を利用し、台帳に津波浸水域のデータを重ねることで、被害を受けていない浄化槽を簡単に割り出すことができたという。

東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県南三陸町の志津川地区では、約370世帯の大半の世帯が津波被災で移転したのを機に公共下水道事業を大半で廃止。代わりに合併処理浄化槽による早期復旧を進めている。

浄化槽は微生物の働きで有機物を分解・浄化し、塩素剤で滅菌消毒する。下水道に比べて遜色のない処理能力を持つ合併処理浄化槽だが、その強みを生かすには水質管理体制の整備が欠かせない。保守点検と清掃で、微生物の生活環境を整えておく必要がある。そのために、浄化槽台帳の整備が必要なのだが、浄化槽台帳による維持管理システムを構築するには数千万円ともいわれる初期費用が必要とされ、その点が自治体にとって悩みの種になっている。

そんな課題を克服しようというのが一般社団法人全国浄化槽団体連合会(全浄連)が推進する「スマート浄化槽」だ。これは地理情報システム(GIS)機能を搭載した浄化槽管理システムで、自治体と浄化槽関係業者、浄化槽管理者の三者が、官民協働で最新の浄化槽台帳を作り上げる取り組みだ。

初期費用がかからないなどコスト面や運用面で利点のあるクラウドサービスを活用するシステムを全浄連が構築し、自治体などにサービスを提供することで、業務の効率化やコストダウンが図れるという。

スマート浄化槽は昨年度、環境省の支援事業に採用され、宮城県仙台市と宮崎県でスマート浄化槽の災害時活用について検討するなどの事業を実施中だ。全浄連はこの事業を通じて課題を解決し、今年度中にも実施の運用を始めたという。

2013年度の全国(調査不能地のある福島県を除く)の汚水処理人口普及率は88.9%。このうち合併処理浄化槽は8.88%にすぎない。下水道という汚水の広域処理をどう効率的な施策に転換していくのか。浄化槽を選択することで健全財政をつくり上げた下條村の先駆例に学ぶべき点は多い。

WEBRONZA(朝日新聞社) 平成28年5月25日掲載記事

その他

熊本地震のボランティアに参加

熊本地震で大きな被害を受けた被災地で、ボランティアの受け入れを始める自治体が増えてきました。当協会職員も、熊本市の災害ボランティアに参加しています。

当協会では、災害ボランティアを希望する職員に、ボランティア保険の加入や車両提供などの支援を行い、継続的に参加を支援して行く予定です。





王塚古墳

福岡県の中心部に位置する嘉穂郡桂川町にある、
王塚古墳をご紹介します。

王塚古墳は日本を代表する装飾古墳で、豪華絢爛な装飾壁画と精巧な内部施設を有することから、昭和27年(1952)国の特別史跡(国宝級)の指定を受けました。

王塚古墳の墳形は、2段築成の前方後円墳であり、そのくびれ部に開口している横穴式石室の内部に美しい壁画が描かれています。石室は2室に分れ、そのいずれにも壁画がみられる。赤、黒、緑、黄などで彩色し、馬、盾、大刀などの形象的なものから双脚輪状文や三角形の連続文様などもあります。

また、出土品で現存するものはすべて国の重要文化財に指定されており、貴重な品々を古墳館で見ることができます。



6世紀に造られた前方後円墳



王塚玄室



前室後壁



出土品

編集後記

私は、入社して1年3か月が経ちました。入社した当初は不安がたくさんありましたが、今は、仕事にも少しずつ慣れてきました。2年目になったら、新しい仕事も増えてより責任感を感じるようになりました。まだまだ未熟者ではありますが、これから初心を忘れず心をこめて仕事をしていきたいと思えます。(S)

2016
夏号
No.140

かいほう

発行年月日：平成28年7月1日
発行所：一般財団法人 福岡県浄化槽協会
〒811-2412
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2
TEL.(092)947-1800
FAX.(092)947-3636

発行人：三浦 正吏

ホームページ：http://www.fjkyo.or.jp



この印刷物は環境保護の為、再生紙を使用し、植物油インキによって印刷しました。